

熊本市商店街出店支援事業費補助金



募集要領



1. 事業の目的

物価高騰等の影響を受ける中、商店街の空き店舗への出店を促進し、商店街の活性化や賑わい創出を図るため、中小企業者が商店街エリアにある空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業のいずれかの店舗を出店する事業、商店街団体等がコミュニティ施設等のにぎわい創出施設を新設する事業、商店街エリアにある空き店舗の所有者が店舗規模のミスマッチなどの理由か借り手のつかない状態にある店舗を複数店舗に分割するための事業に対して、改装費等の一部を補助します。

2. 募集期間

令和8年(2026年)4月13日(月)～令和8年(2026年)7月10日(金) [17時必着]

※土・日・祝祭日を除きます。

※審査会(書面審査)にて予算の範囲内で採択者を決定します。

3. 補助対象者

補助対象となる空き店舗に出店する中小企業者等で、次のすべての要件を満たす方が対象となります。

【新規出店支援】

- (1) 熊本市内の商店街の地区に所在する空き店舗の所有者と令和7年(2025年)4月1日(水)以降に賃貸借契約を締結した事業者(ただし、空き店舗の所有者本人が出店する場合等、特別な事情がある場合は、この限りではない。)
※商業施設等のテナント型店舗は対象外です。
※商店街団体については、熊本市ホームページよりご確認ください。ご不明な場合は、店舗住所をご確認の上、商業金融課へお尋ねください。
- (2) 熊本市内の商店街の地区からの移転でない事業者(ただし、まちなか再生プロジェクトの適用により商店街の地区から移転する事業者を除く。)
- (3) 空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む事業者(ただし、事務所機能のみの出店は除く。)
- (4) 出店エリアの商店街団体の活動に積極的に参加するよう努める事業者

【にぎわい創出支援】

- (1) 熊本市内の商店街の地区に所在する空き店舗の所有者と令和8年(2026年)4月1日(水)以降に賃貸借契約を締結した商店街団体、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人、町内自治会その他の営利を主たる目的としない団体(ただし、空き店舗の所有者本人が出店する場合等、特別な事情がある場合は、この限りではない。)

※商業施設等のテナント型店舗は対象外です。

※商店街団体については、熊本市ホームページよりご確認ください。ご不明な場合は、店舗住所をご確認の上、商業金融課へお尋ねください。

- (2) 空き店舗を活用し、にぎわい創出施設（※）の設置を行うもの
- (3) 出店エリアの商店街団体の活動に積極的に参加するよう努めるもの

※にぎわい創出施設・・・

コミュニティ施設（若者や子育て世代の交流・休憩スペース・高齢者の交流施設等）、便利施設（インフォメーション等）、休憩施設（イートインスペース等）で、次の要件に全て該当するもの。

- ア 広く一般の利用に供されるよう開放されていること。
- イ 一般の利用に供する日及び時間が経営計画において明確に定められており、継続的に確保されること。
- ウ 利用料等を徴収する場合は、施設の維持管理に要する実費相当額その他これに準ずる額であって、営利を目的とする水準でないこと。
- エ 運営は、補助対象者が行うこと。ただし、補助対象者の責任において、運営の全部又は一部を第三者に委託することを妨げない。
- オ 空き店舗の全部をにぎわいの創出に資する用途に供するものであること。ただし、利用者の利便性の向上に資する設備、当該施設の管理運営上必要な事務スペース及びその他これに付随する部分を設けることを妨げない。

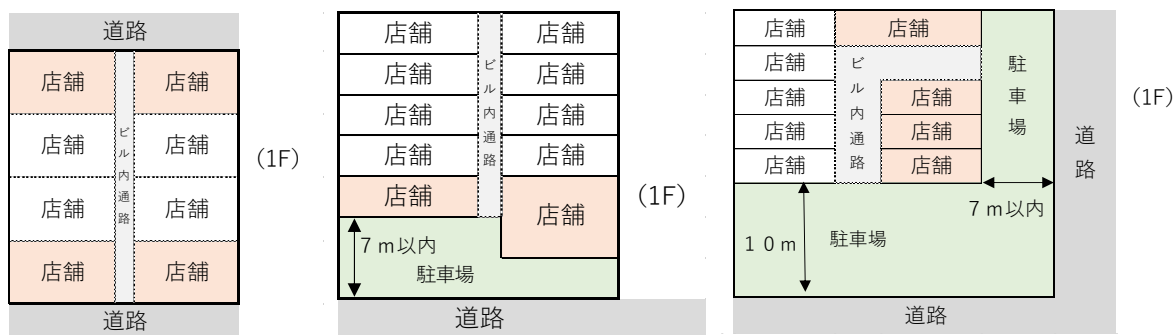
【 空き店舗リノベーション支援 】

- (1) 熊本市内の商店街の地区に所在する店舗であること。
※商業施設等のテナント型店舗は対象外です。
※商店街団体については、熊本市ホームページよりご確認ください。
ご不明な場合は、店舗住所をご確認の上、商業金融課へお尋ねください。
- (2) 店舗と往来が可能な道路に面した建物1階部分の店舗であり、店舗間口又は壁面が道路からおおむね7mの範囲内に位置する店舗
- (3) リノベーションする物件が補助対象者所有のものであること。
- (4) 未登記の建物でないこと。
- (5) 賃貸物件として入居者を募集している路面店であること。
- (6) 共有名義者がいる場合は、全員の同意が得られていること。

▼補助対象となる空き店舗のイメージ

(※空き店舗リノベーション支援)

■ : 補助対象店舗 □ : 補助対象外店舗





ただし、次に該当する場合は、補助対象となりません。

- 市税の滞納がある場合（分割納付を誓約し、かつ、当該分割納付を履行していると認められる者は除く。）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から同条第10項の対象となる営業を行う場合
- 政治活動又は宗教活動を行う場合
- 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する場合

▼ 小売、飲食、サービス業とは、下表に該当する業種のとおり。

※開業に際して、法律に基づく資格等が必要な場合には、必ず当該資格を取得してください。

大分類	中分類	小分類
G 情報通信業	41 映像・音声・文字情報制作業	411 映像情報制作・配給業
		412 音声情報制作業
		415 広告制作業
		416 映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業	560 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	570 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	58 飲食料品小売業	580 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	59 機械器具小売業	590 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	60 その他の小売業	600 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業	691 不動産賃貸業（※6919 その他の不動産賃貸業のうち、個人向け短期利用を目的とするものに限る）
		70 物品賃貸業
		701 各種物品賃貸業（※7019 その他の各種物品賃貸業のうち、個人向け短期利用を目的とするものに限る）
		703 事務用機械器具賃貸業（※個人向け短期利用を目的とするものに限る）
L 学術研究、専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	726 デザイン業、727 著述・芸術家業（※7272 芸術家業に限る）
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	746 写真業
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	750 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	76 飲食店	760 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	770 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	780 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	79 その他の生活関連サービス業	793 衣服裁縫修理業、794 物品預り業、799 他に分類されない生活関連サービス業（※7991 食品賃加工業を除く）
	80 娯楽業	801 映画館、802 興行場（別掲を除く）、興行団、804 スポーツ施設提供業、805 公園、遊園地（※8052 遊園地（テーマパークを除く）、8053 テーマパークに限る）、806 遊戯場、809 その他の娯楽業（※8091 ダンスホール、8095 カラオケボックス業及び 8096 娯楽に附帯するサービス業に限る）
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	820 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
P 医療、福祉	83 医療業	830 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	84 保健衛生	840 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	850 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
R サービス業（他に分類されないものの）	89 自動車整備業	890 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	90 機械等修理業（別掲を除く）	900 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	95 その他のサービス業	950 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

備考 対象業種は、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づく。

4. 補助対象経費

交付決定後に契約、発注及び支払いを行い、令和9年（2027年）2月26日（金）までに、改装工事及び支払いが完了し、かつ、実績報告を提出できる次の経費が補助対象となります。

【 新規出店支援 】 【 にぎわい創出支援 】

(1) 店舗の改装に要する内装、外装、設備等の工事費

⇒ 「設備」とは、店舗の外壁、内壁、床又は天井に固定されるもので、設置に伴い工事を必要とするもの（店舗の看板、照明、シンク、トイレ、カウンター、空調設備等）です。

(2) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費

(3) 上記(1)に伴う設計費

(4) 家賃（上限2か月分）

(5) 礼金

(6) 仲介手数料

(7) 広報費



⇒ 広告宣伝費、チラシデザイン費、チラシ印刷費、ロゴ制作費、HP制作委託費など

(8) 備品購入費（机、椅子等のうち、当該施設の利用に供するものに限る。）※ にぎわい創出施設のみ

(9) その他市長が特に必要と認めるもの



注意!

上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- (1) 備品(※)、消耗品の購入・設置に係る費用 ※にぎわい創出支援は除く
- (2) 交付決定前に契約・発注及び支払いしている改装費等 (当該空き店舗の賃貸借契約に当たり、交付決定前に支払う必要のある家賃、礼金及び仲介手数料を除く。)
- (3) 建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費
- (4) 以下のいずれかに該当する者に係る家賃、礼金及び仲介手数料
 - ア 空き店舗の所有者本人
 - イ 空き店舗の所有者が個人の場合には2親等以内の親族である者
 - ウ 空き店舗の所有者が法人である場合には役員または従業員の身分を有する者
- (5) 消費税及び地方消費税
- (6) 国、県その他の団体の補助又は熊本市の他の補助制度において補助を受けている場合の同一補助対象経費

【 空き店舗リノベーション支援 】

- (1) 既存店舗を複数店舗に分割するための改装費 (壁、天井、床、ドア、窓部分の工事、給排水工事、電気工事、ガス工事に限る。)
- (2) 上記(1)に伴う火災報知器や誘導灯など建築基準法、消防法に基づく設備
- (3) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費
- (4) 上記(1)に伴う設計費
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの



注意!

上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- (1) 設備(建築基準法、消防法に基づく設備を除く。)、備品、消耗品の購入・設置に係る費用
- (2) 交付決定前に契約または着工している改装費
- (3) 建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) 国、県その他の団体の補助又は熊本市の他の補助制度において補助を受けている場合の同一補助対象経費



注意!

交付決定前に補助申請経費について着手(契約・発注)が必要な場合は、事前着手届出書(様式第7号)を事業計画書等に添付して提出してください。

※事前着手申請書のみでの受付はいたしません。必ずその他の申請書類と併せてご提出ください。

※事前着手申請にて、補助対象経費に改装費が含まれる場合には、改装前の現場確認を実施します。なお、改装前の現場確認が行えない場合は、事前着手の承認ができないことがありますので、あらかじめご承知ください。

※事前着手の届出は、申請の採択審査には一切影響しません。

※事前着手届出が提出された場合、届出書に記載の着手日以降に着手する経費を補助対象とします。なお、着手日は事業計画書の提出日より前の日とすることはできません。

※事業着手届出が提出された場合でも、その後採択審査の結果、補助金交付候補者として採択された場合でも、事前着手届出前に契約・発注・購入等を行った経費については、補助対象経費として認められません。また、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限りです。

※事前着手届出が提出された場合でも、採択審査の結果、不採択となったときは、本補助金の交付を受けることはできません。また、これにより生じる損失等について、熊本市は一切の責任を負いません。

5. 補助率・補助限度額

補助率：2分の1以内、補助限度額：50万円

※補助金額の算出において、千円未満の端数は切り捨てとします。

※補助率、補助限度額を超える部分は、申込者の負担となります。

6. 交付の条件



交付の条件に違反した場合、補助金を返還していただくことがあります。

- (1) 新規出店支援は、遅くとも交付確定の日から30日以内に当該店舗にて事業活動を開始すること。
⇒「交付確定の日」とは、「8. 補助金交付のながれ」にある「交付確定・通知」の日を指します。
- (2) 新規出店支援は、当該店舗にて事業活動を開始した日から24月以内に事業廃止、移転、譲渡等をしてしないこと。
- (3) にぎわい創出支援にあつては、遅くとも交付確定の日から30日以内に施設の利用を開始できる状態とすること。また、交付確定の日から24月以内に事業廃止、移転、譲渡、事業内容変更等をしてしないこと。
- (4) 空き店舗リノベーション支援にあつては、遅くとも交付確定の日から30日以内に入居者の募集を開始すること。また、交付確定の日から24月以内で入居者の募集を中止しないこと（入居者が決定した場合はこの限りではない）。
- (5) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (7) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (8) 補助事業が完了したときは、当該年度の2月末日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (9) 補助金額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (10) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (11) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (12) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (13) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円以上のものは、取得し、又は効用の増加があつたときから2年間、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (14) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (15) 取得財産等は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこととし、当該管理運営について市長が調査をするときは、

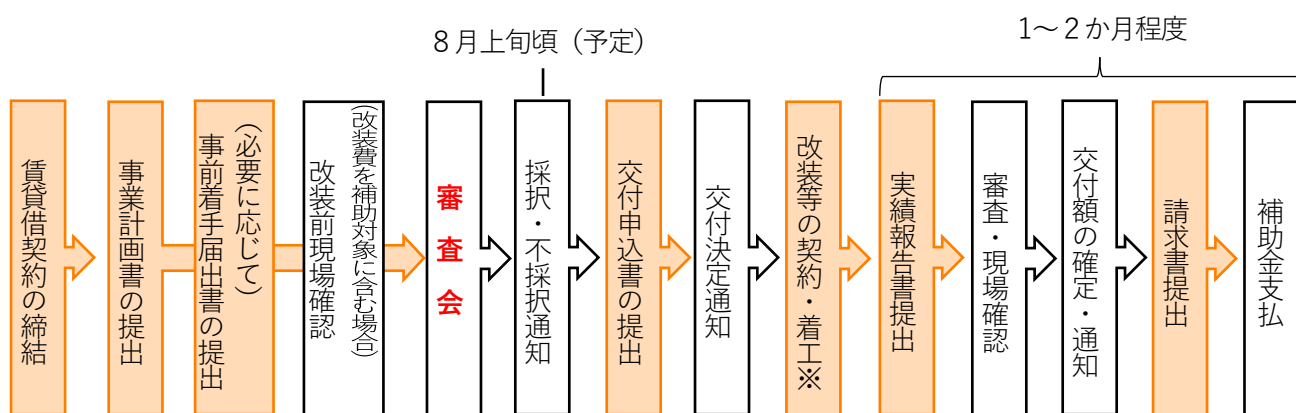
これに協力すること。

- (16) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認め指示する事項を遵守すること。

7. 補助金等の返還

- (1) 補助の条件に違反した場合、承認の条件に違反した場合、補助事業者としての要件を満たさなくなった場合、建築基準法、消防法その他関係法令に違反したとき、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合については、交付決定を取り消す場合がある。
この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領日から納付日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (2) 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し交付すべき他の補助金等があるときは、他の補助金等の交付を一時停止することがある。

8. 補助金交付までのながれ



※事前着手届出書の提出を行った後は交付決定前に着手可能です。

9. 応募書類等

申込書の各様式は、熊本市ホームページよりダウンロードしてください。

【提出書類】

- (1) 熊本市商店街出店支援事業費補助金事業計画書（様式第1号）
- (2) 企業概要書（様式第2号）
- (3) 経営計画書（様式第3号-1、様式第3号-2又は様式第3号-3）
- (4) 財務計画書（様式第4号）
- (5) 誓約書及び同意書（様式第5号-1）
- (6) 商店街に係る取組概要書（様式第6号）

※様式下段の商店街団体からの推薦の取得は任意です。（推薦がある場合、審査で加点します。）

※推薦書発行には時間が掛かる場合がありますので、推薦を依頼する場合は、出店する商店街団体へ余裕をもって依頼してください。

- (7) 市税滞納有無調査承諾書
- (8) 賃貸借契約書（写）
（ただし、空き店舗の所有者本人等であって賃貸借契約を締結しない場合を除く。）
- (9) 補助金申込経費の内訳及び工期（納期）を明記した2者以上の見積書（写）
- (10) 空き店舗の現状（着工前の内装・外装）の写真

- (11) 直近の確定申告書（個人事業主）又は決算書（法人）の写し
 （ただし、創業間もない者又は創業予定者であって直近の事業収入が存在しない場合等を除く。）
- (12) 申請者が商店街団体の場合は、団体員名簿、団体の事業年度の収支予算書及び前年度の収支決算書、団体の定款、規約又は会則
- (13) 空き店舗リノベーション支援にあつては、上記のほか、空き店舗と往来が可能な道路と店舗の位置関係が分かる写真、空き店舗の改装に係る図面、登記事項証明書の写し及び同意書（様式第5号-2、空き店舗の共有名義者がいる場合に限る。）

※応募締切日以降の書類の差替、追加資料の提出は受け付けません。応募期間中に提出された資料をもって審査いたします。

※提出書類は、提出前にコピーし、控えとして保管してください。

※審査の結果、採択となった場合は、熊本市商店街出店支援事業費補助金交付申込書（様式第9号）の提出が必要となります。採択事業者には、別途ご案内いたします。

【提出方法】

熊本市ホームページの「熊本市商店街出店支援事業」ページから各種様式をダウンロードの上、作成して、必要書類とともに、上記ページのリンク先より電子申請にて提出してください。

なお、様式第6号（商店街に係る取組概要書）の押印原本は、別途 郵送又は窓口への持参でご提出ください。

※郵送の場合は、到着確認のため募集期間内に必ず電話してください。

※募集期間を過ぎてから到着した書類はお受け付けできませんので、ご注意ください。

10. 審査基準

【新規出店支援】

審査項目	評価基準	評価のポイント	確認部分	配点
1 事業計画 (事業計画全般、資金・収支計画)	計画の熟度・ 実現可能性	・出店の動機、目的と事業計画に整合性があるか(5点) ・自社の強みを把握し、競合、類似製品等と比較して、独自性、差別化が認められるか(10点) ・事業計画の目標設定、業務上の課題と対策が具体的かつ客観的に整理されているか(10点)	経営計画書(様式第3号-1) ・事業概要 ・自社が提供する商品・サービスの強み、新規性 ・事業の目標・課題・対策	25点
	運営体制	・開業に必要な人員配置や、知識の習得、資格・許認可の取得等による、安定的かつ継続的な体制となっているか(5点)	経営計画書(様式第3号-1) ・運営体制 ・申請者の経歴	5点
	事業の 継続性	・売上や経費の計算根拠、資金調達の根拠が明確か(5点) ・無理のない収支計画及び資金計画となっているか(5点)	財務計画書(様式第4号)	10点
				40点

2 地域貢献・活性化	商店街エリアの現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街エリアの地域特性、ニーズ分析ができていますか(5点) ・商店街の賑わいづくりに必要なことが具体的かつ客観的に整理できているか(5点) 	商店街に係る取組概要書(様式第6号) <ul style="list-style-type: none"> ・出店・設置地域(商店街)における顧客ニーズと市場環境 ・出店・設置地域(商店街)の賑わいづくりに必要と考えること 	10点	40点
	商店街エリアの賑わい創出	<ul style="list-style-type: none"> ・出店舗での取り組みが具体的であり、商店街エリアの活性化が期待できるか(15点) ・商店街との積極的な連携、商店街エリア活性化を期待できるか(10点) ・商店街活動への参加又は協力の内容が具体的であり、周辺店舗との回遊性向上が期待できるか(5点) 	商店街に係る取組概要書(様式第6号) <ul style="list-style-type: none"> ・出店・設置地域(商店街)の賑わいづくりに繋がる取り組み 	30点	
政策的 加点項目	業務経験等	【加点審査】 <ul style="list-style-type: none"> ・開業店舗と同一業種の経験が5年以上(+3) ・ " " 3年以上5年未満(+1) 	経営計画書(様式第3号-1) <ul style="list-style-type: none"> ・運営体制 ・申請者の経歴 	3点	20点
	賑わい創出の寄与(※)	【加点審査】 <ul style="list-style-type: none"> 出店舗の階層に応じて加点 ・1階路面店(+3) ・路面店以外の1階、2階、地下1階(+1) 	企業概要書(様式第2号) <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象店舗情報 賃貸借契約書(写) 	3点	
	商店街の推薦	【加点審査】 <ul style="list-style-type: none"> 空き店舗を活用する商店街エリアからの推薦があるか(5点) 	商店街に係る取組概要書(様式第6号) <ul style="list-style-type: none"> ・商店街団体による推薦 	5点	
	まちなか再生プロジェクト	【加点審査】 <ul style="list-style-type: none"> まちなか再生プロジェクトの適用を受けた建物からの移転であるか(3点) 	企業概要書(様式第2号) <ul style="list-style-type: none"> ・チェック項目 関係課への確認 	3点	
	その他	【加点審査】 <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主本人または法人代表者が以下のいずれかに該当する場合、加点 ・募集締切時から起算して過去3か年の間に、創業支援等事業計画における特定創業支援を受けた者(3点) ・募集締切時から起算して過去3か年の間に、熊本市移住支援金、熊本市転居費等支援金の交付決定を受けた者または熊本市 Uターンサポートデスクに登録し、県外から熊本市へ移住した者(3点) 	経営計画書(様式第3号-1) <ul style="list-style-type: none"> ・運営体制 ・申請者の経歴 	6点	
合計				100点	100点

【 にぎわい創出支援 】

審査項目	評価基準	評価のポイント	確認部分	配点	
1 事業計画 (事業計画全 般、資金・収支 計画)	計画の熟度・ 実現可能性	・設置の動機、目的と事業計画に整合性があるか (5点) ・施設の内容、利用方法、整備内容が具体的であ り、実現可能性が高いか(5点) ・事業計画の目標設定、業務上の課題と対策が具 体的かつ客観的に整理されているか(5点)	経営計画書(様式第3号-2) ・事業概要 ・施設の特徴・セールスポイン ト、運営上の工夫 ・事業の目標・課題・対策	15点	35点
	運営体制	・開設後の人員配置、管理体制、利用者対応等につ いて、安定的かつ継続的な体制となっているか(1 0点)	経営計画書(様式第3号-2) ・運営体制・運営方針	10点	
	事業の 継続性	・売上や経費の計算根拠、資金調達の根拠が明確 か(5点) ・開設後の維持管理費の負担や運営継続の見通し が明確か(5点)	財務計画書(様式第4号) 経営計画書(様式第3号-2) ・料金徴収の有無・金額 ・運営体制・運営方針	10点	
2 公共性・ 地域ニーズ 適合性	公共性・ 開放性	・広く市民が利用できる施設であり、特定の者の 利用に偏らないか(10点) ・交流、休憩、案内その他の公共的機能が明確であ るか(10点)	経営計画書(様式第3号-2) ・開放日・開放時間(予定) ・一般開放の方法 ・利用対象者(想定) ・事業概要	20点	35点
	地域ニーズ との適合性	・商店街エリアの地域特性、ニーズ分析ができてい るか(5点) ・若者、子育て世代、高齢者、来街者等の利用ニー ズに対応しているか(5点) ・既存施設との差別化又は不足機能の補完が図ら れているか(5点)	商店街に係る取組概要書 (様式第6号) ・出店・設置地域(商店街)にお ける顧客ニーズと市場環境 ・出店・設置地域(商店街)の賑 わいづくりに必要と考えるこ と ・出店・設置地域(商店街)の賑 わいづくりに繋がる取り組み 経営計画書(様式第3号-2) ・施設の特徴・セールスポイン ト、運営上の工夫	15点	

3 商店街活性化・回遊効果	商店街エリアの賑わい創出	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置により、来街者の滞留、交流又は休憩の促進が期待できるか(10点) ・施設利用者の周辺店舗への回遊、立寄り促進等、商店街エリアの活性化が期待できるか(10点) 	経営計画書(様式第3号-2) <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要 ・施設の特徴・セールスポイント、運営上の工夫 商店街に係る取組概要書(様式第6号) <ul style="list-style-type: none"> ・出店・設置地域(商店街)の賑わいづくりに繋がる取り組み 	20点	20点
政策的 加点項目	賑わい創出の寄与(※)	【加点審査】 出店店舗の階層に応じて加点 <ul style="list-style-type: none"> ・1階路面店(5点) ・路面店以外の1階、2階、地下1階(3点) 	企業概要書(様式第2号) <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象店舗情報 賃貸借契約書(写)	5点	10点
	商店街の推薦	【加点審査】 空き店舗を活用する商店街エリアからの推薦があるか(5点)	商店街に係る取組概要書(様式第6号) <ul style="list-style-type: none"> ・商店街団体による推薦 	5点	
合計				100点	100点

【 空き店舗リノベーション支援 】

審査項目	評価基準	評価のポイント	確認部分	配点	
1 事業計画 (事業計画全般、資金・収支計画)	計画の熟度・実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該物件が空き店舗となっている原因、課題の分析が十分にできているか(15点) ・リノベーションの動機、必要性と改装による効果に整合性があるか(15点) 	経営計画書(様式第3号-3) <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗の課題等 	30点	50点
	事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・売上や経費の計算根拠、資金調達根拠が明確か(10点) ・無理のない収支計画及び資金計画となっているか(10点) 	財務計画書(様式第4号)	20点	
2 地域貢献・活性化	商店街エリアの現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街エリアの地域特性、ニーズ分析ができているか(5点) ・商店街の賑わいづくりに必要なことが具体的かつ客観的に整理できているか(5点) 	商店街に係る取組概要書(様式第6号) <ul style="list-style-type: none"> ・出店・設置地域(商店街)における顧客ニーズと市場環境 ・出店・設置地域(商店街)の賑わいづくりに必要と考えること 	10点	25点

	商店街 エリアの 賑わい創出	・リノベーション後、商店街エリアの活性化が期待 できるか (15点)	商店街に係る取組概要書 (様式第6号) ・出店・設置地域(商店街)の賑 わいづくりに繋がる取り組み 経営計画書(様式第3号-3) ・空き店舗の課題等	15点	
政策的 加点項目	賑わい 創出の 寄与	【加点審査】 ・リノベーション前後の家賃の減額率が高く、事業 者の入居しやすさに資すると見込まれる(5点) ・リノベーション前後の店舗面積減少率が高く、事 業者が求める店舗規模とのミスマッチ解消が見込 まれる(5点)	経営計画書(様式第3号-3) ・リノベーション前の店舗情報 ・リノベーション後の店舗情報 (予定)	10点	25点
	商店街 の推薦	【加点審査】 空き店舗を活用する商店街エリアからの推薦があ るか(5点)	商店街に係る取組概要書 (様式第6号) ・商店街団体による推薦	5点	
その他の 加点項目	その他	【加点審査】 補助対象者が以下のいずれかに該当する場合、加 点 ・リノベーション後の入居者募集方法が多様で、早 期入居者決定への期待感が持てる(5点) ・効果的な広報に資する資格を有している(5点)	経営計画書(様式第3号-3) ・リノベーション後の店舗情報 (予定)	10点	
合計				100点	100点

※「路面店」とは、店舗と往来が可能な道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に基づく道路）に面した建物1階部分の店舗であり、かつ、店舗間口又は壁面が道路からおおむね7mの範囲内に位置する店舗をいう。

○補助事業候補者の選定

- (1) 提出された書類について書面審査を行い、高い得点を得た申請者から順に、予算の範囲内で採択事業者を選定します。
- (2) ただし、審査項目の「1」「2」（にぎわい創出支援については「3」も含む）の合計点数について、審査員の平均点数が40点未満の事業計画を提出した事業者は、選定の対象外とします。

1.1. 提出先・お問合せ先

熊本市経済観光局 商業金融課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL：096-328-2424

FAX：096-324-7004

応募書類は

熊本市ホームページから
ダウンロードください。

